

業務指示書

空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 下平 俊介 Shimodaira.Shunsuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることができます）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾・空港整備に係る調査業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／インフラ支援計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：インフラ支援計画に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ドナー動向／中国の対外協力】

1) 類似業務の経験：ドナー動向／中国の対外協力に係る各種調査業務

2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾整備】

- 1) 類似業務の経験：港湾整備に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

代表事例分析のための現地調査（アフリカ地域／アジア地域）に要する通訳費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CNY1 = 15.457 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません、ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／インフラ支援計画
ドナー動向／中国の対外協力
港湾整備

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月6日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑥は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／インフラ支援計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(-)	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ドナー動向／中国の対外協力	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾整備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

インフラは生活を支える基盤であり、経済的／社会的発展のために不可欠な手段である。2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development)」においても、インフラ整備の重要性が掲げられており、ゴール9として「強靭なインフラ整備、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化の促進）及びイノベーションの推進を図る」が掲げられている。また、2016年～2030年の間に期待される成長率を維持するには、世界全体で年平均3.3兆ドル、新興国ではこのうち60%のインフラ投資が必要とされている。

日本は、これまで先進ASEANを中心に、ODAを通じて経済インフラを中心としたインフラ整備を支援し、貿易拡大を通じた経済成長と域内経済統合の促進に貢献してきている。また、我が国では、2010年6月の「新成長戦略」において「パッケージ型インフラの海外展開支援」を打ち出して以来、官民一体となった戦略的対応や公的支援ツールの強化検討等も進められてきている。

他方、経済インフラ開発支援については、アジア開発銀行がメコン地域開発計画等の域内協力支援を行ってきているなど、他ドナーによる支援も従来から行われている。

それに加え、中国の急速な経済発展に伴い、中国の経済インフラ支援における存在感は大きくなっている。2011年及び2014年の中国対外援助白書によれば、2009年までに442か所において交通、通信、電力などの経済インフラ施設プロジェクトを支援してきており、また、2010年～2012年にかけて実施された中国の対外援助のうち経済インフラは44.8%（金額ベース）と最も大きな比重を占めている。さらに、中国政府の「走出去」政策により、国際援助案件の受注など中国企業の海外進出も増加している。それに加え、2015年3月に中国が提唱した「一带一路」構想や同様に中国が設立を呼び掛け2015年12月に発足したAIIB（アジアインフラ投資銀行）等、開発途上国の経済インフラ整備において多様な機関が参加する状況となっている。

かかる状況を踏まえ、中国をはじめとする新興ドナー及び主要ドナーの経済インフラセクター支援の現状、今後の方針等に関する情報を収集・整理することは有意義であると考えられる。

以上の状況を踏まえ、本調査では、経済インフラのうち、港湾・空港整備に焦点をあて、主要ドナー及び新興ドナー（マルチ、バイ）の支援状況、今後の方針について整理を行うとともに、特に、事業実績の多い中国企業に焦点を当て、①中国国内での空港・港湾整備を中心とする運輸セクターに係る産業動向の把握、②中国企業の海外進出支援に係る諸政策（第13次5カ年計画等）の整理、③空港・港湾整備での国際プロジェクトの受注実績のある企業の取りまとめと上位数社の企業分析、④中国の空港・港湾整備に関する対外協力・中国企業の対外進出支援状況の整理、⑤上述④のうち代表的事例についての分析（アフリカ地域/アジア地域から各3～5件程度）を行う。

本調査実施後、その成果は広くJICA内に共有し、各部署の業務に活用する。

- * 空港、港湾整備を主とし、同空港/港湾へのアクセス道路整備といった付帯インフラ整備も実施している場合はそれも含める
- * 港湾、空港のハード面の整備のみならず、事業権付き支援等ソフト面での支援も合わせて実施されている場合はそれも含める。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

空港・港湾整備に係るアジア開発銀行、世銀等の主要ドナー及び中国、AIIB 等の新興ドナーの動向、及び事業実績の多い中国に関する詳細分析（中国国内での空港・港湾整備を中心とする運輸セクターに係る産業動向の把握、企業の海外進出支援に関する諸政策の整理、業界・企業分析、代表的な事例についての詳細分析等）について、中国・日本・事業実施国での関係者からの聞き取り、文献調査等により情報収集・分析を行い JICA が今後、開発途上国で経済インフラ整備支援を検討する際の参考資料とすることを目的とする。

(2) 対象地域

中国、及び代表事例の実施国（代表事例は、アフリカ地域/アジア地域から各 3~5 件程度を想定）

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

本調査は、大きく以下の二つの内容から構成される。

- 1) 空港・港湾整備に関する主要ドナー及び新興ドナー（バイ、マルチ）の支援動向、今後の方針・計画等について各機関の HP 等公開情報をもとに、整理する。
- 2) インフラ整備に関する事業実績の多い中国企業に焦点を当て、中国の空港・港湾整備を中心とする運輸セクターに係る産業動向の分析、中国企業の対外進出支援策の把握、対外協力・対外進出支援状況の把握、代表的な事例の分析について、既存情報の収集及び関係者へのヒアリングを通じて整理・分析する。なお、代表的事例については、金額規模や地域的なバランスを考慮し、アフリカ地域/アジア地域からそれぞれ 3~5 件程度を抽出することを想定している。

(2) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICA の支援方針/事業計画を検討するための情報収集であり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国関係者との初回の会合については、必要に応じ、JICA がアポイントの取り付けを支援する。その後は、JICA と適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ただし、中国での聞き取りについては、空港・港湾整備に関する最近の支援実績等がないことや、民間企業への海外進出動向の聞き取りといった内容が含まれることから、可能な限り、コンサルタントにてアポイント取り付けの対応を行

う（必要に応じ、アポイント取得のための現地再委託も可）こと。

ヒアリング先については、中国は、関係省庁、研究所（国家発展改革委員会運輸総合研究所等）、民間企業を、代表事例の分析においては、各国の関係省庁、受注企業等を想定している。

（3）現地渡航について

代表事例分析のための現地調査については、各国ごとに渡航するのではなく、地域ごとに数か国をまとめて渡航することを想定している。調査内容に合わせた渡航国・時期・回数をプロポーザルにて提案すること。

なお、分析を行う代表事例については、本業務内で予定している「中国の空港・港湾整備に関する対外援助、海外進出状況の整理（以下、5(2)⑥参照）結果を踏まえ最終的に決定することを想定している。そのため、代表的事例分析のための現地調査に関する費用のうち、航空賃及び通訳傭上費は別見積りとすること。

（4）報告書作成上の留意点

本調査報告書の読み手は主として JICA 職員を想定している。報告書の記述にあたっては、各国特有の体制や制度等について注釈を加える等の配慮を行うこと。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。ただし、以下に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

（1）主要ドナー及び新興ドナー（バイ、マルチ）の空港・港湾整備に係る支援動向、今後の方針

公開情報をもとに、過去 10 年間で実施された空港・港湾整備の支援状況、今後の方針等について情報を収集・整理する。

（2）中国の空港・港湾整備を中心とする運輸セクターに係る分析

① 中国の空港・港湾整備を中心とする運輸セクター分析

中国のマクロ経済における空港・港湾を中心とする運輸セクターの位置づけにつき
公開情報、及び関係者からの聞き取りをもとに分析をおこなう。右分析にあたって
は国有企業改革・過剰生産といった中国経済を貫く課題との関係性を視野に入れる。

②空港・港湾整備を中心とする運輸セクターの産業動向の把握

『中国統計年鑑』等の中国語資料、WEB サイト等の情報及び関係者からの聞き取りを
基に、空港・港湾整備を中心とする運輸セクターの概観を取り纏める。具体的には下
記の通り：

ア セクター発展の歴史

『中国統計年鑑』等の関連文献を基に、中国が改革・開放政策を打ち出した 1970
年代終わりから現在までのセクター発展の歴史を簡潔に取り纏める。

イ 中国国内の国際港湾・空港整備に関する基礎情報

『中国統計年鑑』等の文献及び関係者からの聞き取りを基に、中国全土にある国
際貨物、国際線を扱う空港、港湾に係る基礎情報（開港年、取扱い貨物/旅客能力

と実績、施工業者等)を簡潔に取り纏める。

③中国企業の海外進出(「走出去」)支援に係る諸政策(第13次5カ年計画等)の整理

- ・対外援助、中国企業の海外進出支援に係る、中国政府の体制に関して国有企业改革の流れ、及び過剰生産問題との関係も視野に入れつつ取り纏め、文章及び概略図にて表す。
- ・中国商務部(2015)『一带一路愿景与行动』等の政策文書や先行研究、関係者からの聞き取り等を基に、「一带一路」および「走出去」における、空港・港湾整備を中心とする運輸セクターの位置づけを纏める。
- ・『第13次5カ年計画』、中国商務部の関連資料、及び関係者からの聞き取りを基に、新開発金融機関(アジアインフラ投資銀行(AIIB)、新開発銀行(NDB)、シルクロード基金等)に関する空港・港湾整備を中心とする運輸セクター支援の位置づけを纏める。
- ・商務部の関連政策文書、及び関係者からの聞き取りを基に、政策金融機関(中国開発銀行、輸出入銀行)における空港・港湾整備を中心とする運輸セクター支援の位置づけを纏める。

④中国の業界分析

空港・港湾整備に関する中国の主要企業のうち、国際プロジェクトの受注実績のある企業についての情報を収集・整理し、一覧に取りまとめる。主な項目としては、(ア)基本情報(企業名、企業形態、資本金、設立時期、従業員数)、(イ)プロジェクト受注実績(案件名、金額、事業期間、発注者、資金源)、(ウ)得意とする技術並びにその技術レベル、(エ)主たるプロジェクトの案件概要(国を問わず、案件金額の多い順に5件程度)等を想定している。

⑤企業分析

上記④で収集した情報を踏まえ、空港・港湾整備関連企業を選定、ケーススタディとして、経営状況・進出にあたってのボトルネックや国内外からのサポート体制について詳細な企業分析を行う。

対象企業は、上記④の結果を踏まえ、受注者が候補を選定し、JICAと協議の上決定するが、最大5社を想定している。企業分析のイメージは、以下の米国戦略国際問題研究所(CSIS)の報告書のとおり。可能であれば、各企業からの聞き取り調査も行うこと。

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/legacy_files/files/publication/130215_competitiveness_Huawei_casestudy_Web.pdf

⑥ 中国の空港・港湾整備に関する対外援助、海外進出状況の整理

ア 中国対外援助白書等公開情報、及び関係者からの聞き取り等により、中国の空港・港湾整備に関する対外援助、対外進出支援の規模・内容の推移をとり纏める(過去10年間程度)

イ マッピング

上記で収集した案件情報を地図上にプロットするとともに、案件名、対象地域、資金源等を記載する。対象国の状況に合わせ、見やすい地図となるよう留意する。

⑦ 代表的事例についての分析

上述⑥にて整理した中国の対外援助、対外進出案件の中から代表的な案件を選び(金額規模や地域的なバランスを考慮し、アフリカ地域/アジア地域からそれぞれ3~5件

程度を想定)、案件受注・形成から案件実施に至るまでの詳細な流れ(凡その所要期間を含む)をヒアリングし、フロー図に示す。また、現地視察により技術的側面から評価(性能、運転状況等)を確認する。さらに、完成済みの案件については、設備の運用状況、財務状況も可能な範囲で確認をする。加えて、二国間関係(援助国(中国)と被援助国)の観点から、案件決定時に期待していた成果、及び(実施後)具体的に発現した成果についても、既存資料や聞き取りを踏まえ分析する。

(3) 中国の空港・港湾整備を中心とする運輸セクターにおける対外協力の強み、弱みの分析と日本のそれとの比較分析

(4) 上述(3)を踏まえ、今後、JICAが開発途上国において、日本の強みを生かした、空港・港湾整備を中心とした経済インフラ整備を進めていくに当たっての提言、留意点等の取りまとめ

(5) 中間報告会の実施

以上の活動の結果を取りまとめ、JICA関係者に対し中間報告を行う。

(6) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上述(5)の中間報告での意見・コメントを踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートに取りまとめ、JICA東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。

(7) ファイナル・レポートの作成

上記(1)～(6)の結果をファイナル・レポートにまとめ、提出する。

(8) 調査報告会の実施

JICA関係部署を対象とした報告会を開催する。報告会の開催にあたっては、準備段階からJICA東・中央アジア部と調整の上、開催告知案、議事次第案の作成、資料作成・印刷を行う。

会場はJICAの会議室、配布資料はファイナル・レポートの要点を紹介するパワーポイントスライド30ページ程度／部とする。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

ア インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、
便宜供与依頼内容等

提出時期：2017年2月上旬

提出部数：和文 2 部（簡易製本）

イ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果

提出時期：2017 年 8 月中旬

提出部数：和文 2 部（簡易製本）

ウ ファイナル・レポート（対外秘）

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2017 年 9 月下旬

提出部数：和文 15 部（製本）

CD-ROM 15 セット

(2) その他の提出物

ア コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4 数ページ）を記載する。

提出時期：調査月の翌月 5 日までに提出（月毎）

提出部数：1 部

イ 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：ファイナル・レポート提出時

ウ 調査報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 調達ガイドライン」を参照のこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年1月下旬より業務を開始し、2月上旬を目途にインセプションレポートを提出し、2017年9月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計：13.75M／M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／インフラ支援計画 (2号)
- イ ドナー動向／中国の対外協力 (3号) (語学力評価せず)
- ウ 港湾整備 (3号)
- エ 空港整備／周辺インフラ整備

* イ ドナー動向/中国の対外協力団員については、中国での調査が主となるため、中国語ができることが望ましい。プロポーザルには、中国語検定、HSK等の各種中国語検定の結果があれば必ず同認定証、検定結果等の写を添付すること。

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

特になし

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 通訳要員の配置

業務実施上の必要に応じ、現地調査時の通訳要員を現地にて雇用することを認める。中国での現地調査に要する通訳要員配置は本見積りに含める。他方、代表事例分析のための現地調査（アフリカ地域／アジア地域）に要する通訳要員配置については必要があれば別見積りとすること。

(3) 現地再委託

以下の項目については、必要があれば、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。この再委託に係る経費は本見積りとすること。

・(中国での現地調査において)関係者へのインタビューに係るアポイント取付支援

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(4) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上